

指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人あかねが開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年12月21日）」条例第52号の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ロータス・ガーデン
- 2 所在地 尼崎市栗山町1丁目20-20

(職員の職種、員数、及び職務内容) 介護予防型通所サービスと兼務

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防通所介護の提供にあたるものとする。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて介護予防通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
- 2 生活相談員 1名以上
- 3 看護職員 1名以上
- 4 介護職員 9名以上
- 5 機能訓練指導員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、1月1日から1月2日までは除く。
- 2 営業時間 8時30分から18時00分（職員休憩1時間）
- 3 サービス提供時間 9時45分から17時00分までとする。

（指定通所介護の利用人員）

第6条

事業所の利用定員は、1日を次のとおりとする。

- 1日59人とする。

（指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額）

第7条

- 1 指定通所介護の内容は次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当指定通所介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける額と、居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

（厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。）

- （1）送迎
- （2）健康チェック
- （3）入浴サービス
- （4）機能訓練
- （5）食事の提供
- （6）レクリエーション
- （7）生活指導（相談・援助等）

- 3 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- （1）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- （2）食費 昼食 1,050 円、おやつ 500 円、健康野菜ジュース 210 円
- （3）レクリエーションの材料費等
- （4）前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

- 5 利用の中止について申し入れがあった場合には、次のキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出るものとする。
- (2) 利用予定日の前日（18：00～）、または当日になって利用の中止を申し出た場合は、取消料として利用者は所定の料金を支払うものとする。

（通常の実施地域）

第8条

通常の事業の実施区域は、尼崎市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条

利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 3 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- 4 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い充分に注意すること。
- 5 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- 6 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- 7 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- 8 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対処方法）

第10条

- 1 通所介護員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

（非常災害対策）

第11条

- 1 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

(苦情処理)

第 13 条

提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時における対処方法)

第 14 条

- 1 事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者・家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- 2 事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失があり、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合がある。
- 3 事業者は前項の損害賠償のため、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び連帯保証人は連帯して、当施設に対しその損害を賠償するものとする。
- 5 定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、発生した事故に対して検討を行い、再発防止に努めるものとする。
- 6 事故の発生又は再発防止に向けた指針を作成する。

(暴力団の排除)

第 15 条

事業者及び事業所の管理者は暴力団員等ではないものとする。またその運営は暴力団等の支配を受けないものとする。

(高齢者虐待の防止に対する主体の責務)

第 16 条

- 1 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のために啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のために施策に協力することを責務とする。

- 2 提供した通所介護に係る利用者の虐待が疑われる場合は、速やかに、市町村に通知し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第17条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条

- 1 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条

- 1 通所介護事業所は、すべての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務

があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業者はサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人あかねと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 1 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。